

別紙1 参考様式

## 実質化された人・農地プラン

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
牧之原市	坂部地区	令和4年3月1日	—

### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	463.6 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	361.6 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	168.7 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	73.3 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	- ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	9.7 ha
(備考)	

注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

### 2 対象地区の課題

本地区は、坂口谷川流域の平野部と牧之原台地の裾野部で、水田を活用した2期作やイチゴ・トマトなどの施設園芸、台地部及び台地に至る傾斜地で茶や果樹が盛んに栽培されてきた。また、富士山静岡空港の建設に伴い、2か所の農地造成事業も実施されている。

農業者の高齢化や若手農業従事者の不足、傾斜地農地の対応などの課題も表れてきており、特に茶業では、効率的な営農や茶工場の維持・管理など、地区内の茶工場の持続可能な経営の在り方を含めた検討が急務となっている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- 水田利用は、中心経営体の耕作地マップを作成し、可視化して経営体同士での耕作地についての話し合いを行い、可能な部分から、農地の集約・集積を推進する。
- 地区内水田において暗渠排水整備を行っており、圃場条件の改善が進んでいる。中心経営体への農地集約を図るとともに様々な露地野菜の通年栽培などにより、更なる農地の有効活用を推進する。
- 地区内の共同製茶工場の再編・法人化を検討しており、茶工場における茶園の共同摘採、共同管理などの集約化を積極的に推進することにより、効果的かつ持続可能な生産体制の構築を図る。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

#### 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

##### 【農地中間管理機構の活用方針】

経営の拡大を図る中心経営体の認定農業者や法人に対し、農地中間管理機構を活用して、農地の流動化を促進する。

将来的に中心経営体が営農継続が困難になった場合には、農地が荒廃化する前に農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への貸し替えを進めていく。

##### 【基盤整備への取組方針】

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、茶工場主体による共同管理を基にした茶園基盤整備、水田の大区画化や既存の老朽化した用排水路等の更新などを検討していく。

また、経営体育成基盤整備事業(高収益作物導入型)なども継続的に活用していく。

##### 【地域農業環境の保全活動】

優良な農環境を維持するため、中山間地域等直接支払交付金事業による傾斜地農地の保全や多面的機能支払交付金制度を活用した「坂部みどりネットワーク」を中心に農地の保全管理に取り組むとともに、認定農業者等の地域農業者の意識の高める。

##### 【鳥獣被害防止対策の取組方針】

有害鳥獣対策については、地元猟友会を中心に駆除を進めるとともに、国や市の補助制度を活用し、電気柵の設置などによる防除に努める。

##### (留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

## (参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農		茶・レタス	239 a	茶+レタス	287 a	坂部
認農		茶・イチゴ	290 a	茶・イチゴ	319 a	坂部
認農		茶・水稲	209 a	茶・水稲	209 a	坂部
認農		茶・水稲・レタス	457 a	茶・水稲・レタス	503 a	坂部
認農		茶・レタス・水稲	416 a	茶・レタス・水稲	416 a	坂部
認農		茶・レタス・水稲・トマト	654 a	茶・レタス・水稲・トマト	654 a	坂部
認農		茶・レタス・水稲・みかん	278 a	茶・レタス・水稲・みかん	278 a	坂部
認農		茶・みかん・ボンカン・不知火・はるみ	243 a	茶・みかん・ボンカン・不知火・はるみ	243 a	坂部
認農		茶・レタス・水稲	153 a	茶・レタス・水稲	168 a	坂部
認農		茶・レタス・水稲	646 a	茶・レタス・水稲	711 a	坂部
認農		ミカン・ハウスレモン・ぼんかん・水稲	275 a	ミカン・ハウスレモン・ぼんかん・水稲	275 a	坂部
認農		みかん・桃	307 a	みかん・桃	338 a	坂部
認農		レタス・トウモロコシ・米・イチゴ・ぶどう	694 a	レタス・トウモロコシ・米・イチゴ・ぶどう	763 a	坂部
認農		茶・みかん・じゃばら	137 a	茶・みかん・じゃばら	137 a	坂部
認農		茶・ミカン・ミニトマト・いちじく・野菜	210 a	茶・ミカン・ミニトマト・いちじく・野菜	231 a	坂部
認農		茶・レタス・水稲	321 a	茶・レタス・水稲	321 a	坂部
認農		茶・レタス・水稲	786 a	茶・レタス・水稲	865 a	坂部
認農		茶・トマト・水稲・レタス・キャベツ	534 a	茶・トマト・水稲・レタス・キャベツ	587 a	坂部
認農法		茶・レタス・水稲・みかん・とうもろこし・アボガド	883 a	茶・レタス・水稲・みかん・とうもろこし・アボガド	1060 a	坂部
認農法		トマト	72 a	トマト	86 a	坂部
認農		茶・水稲	75 a	茶・水稲	83 a	坂部
認農		茶・水稲・サニーレタス・ブロッコリー	92 a	茶・水稲・サニーレタス・ブロッコリー	101 a	坂部
認農法		水稲・レタス・スイートコーン・生産加工販売	223 a	水稲・レタス・スイートコーン・生産加工販売	268 a	坂部
認農法		トマト・サニーレタス	52 a	トマト・サニーレタス	52 a	坂部
認農法		茶	107 a	茶	128 a	坂部
到達		茶・レタス・水稲	508 a	茶・レタス・水稲	508 a	坂部
到達		茶(共同)+レタス	430 a	茶(共同)+レタス	516 a	坂部
到達		茶・レタス・水稲	502 a	茶・レタス・水稲	602 a	坂部
到達		茶・レタス・水稲	284 a	茶・レタス・水稲	341 a	坂部
到達		茶、レタス	437 a	茶、レタス	437 a	坂部
到達		茶、サニーレタス	249 a	茶、サニーレタス	249 a	坂部
到達		茶、ネギ	378 a	茶、ネギ	378 a	坂部
到達		大葉、イチゴ	18 a	大葉、イチゴ	18 a	坂部
到達		茶、レタス	277 a	茶、レタス	277 a	坂部
到達		茶、レタス	506 a	茶、レタス	506 a	坂部
到達		茶	181 a	茶	181 a	坂部
到達		茶	517 a	茶	517 a	坂部
到達		トマト	136 a	トマト	136 a	坂部
到達		茶、レタス	261 a	茶、レタス	261 a	坂部
到達		茶、レタス、みかん	312 a	茶、レタス、みかん	312 a	坂部
到達		茶、レタス	281 a	茶、レタス	281 a	坂部
到達		茶、レタス	360 a	茶、レタス	360 a	坂部
到達		茶、レタス	195 a	茶、レタス	195 a	坂部

到達		大葉	124 a	大葉	124 a	坂部
到達		茶、みかん	242 a	茶、みかん	242 a	坂部
到達		茶、みかん	208 a	茶、みかん	208 a	坂部
到達		茶(生葉売り)+レタス+水稻	79 a	茶(生葉売り)+レタス+水稻	79 a	坂部
到達		肉牛	131 a	肉牛	131 a	坂部
計	48人		14,969 a		15,941 a	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。